

議員提出議案第3号

東海第二原子力発電所の運転期間を延長しないことを求める意見書

上記の議案を朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成30年12月13日提出

提出者	朝霞市議会議員	利根川	仁	志
賛成者	朝霞市議会議員	斉藤	弘	道
賛成者	朝霞市議会議員	小山		香
賛成者	朝霞市議会議員	田辺		淳

朝霞市議会議長 様

## 東海第二原子力発電所の運転期間を延長しないことを求める意見書

日本原子力発電(株)は昨年11月24日、東海第二原発の運転期間の20年間延長を原子力規制委員会に申請しました。これは「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定する原発の運転期間を原則40年に制限するルールから外れる申請であると批判されています。

東海第二原発の半径30キロメートル圏内には、国内の原発として最多の約96万人が居住しているにもかかわらず、事故が起きた場合の避難計画は不十分で、現状では、周辺自治体による再稼働への同意も見通せません。避難計画では埼玉県にも4万人が避難するとされています。しかし原発周辺住民の避難経路、避難体制、避難先の受け入れ態勢も全く不十分で、そもそも96万人の人々が短時間のうちに避難することなど極めて困難と言わざるを得ません。

東海第二原発は2011年3月11日の東日本大震災により原子炉が緊急停止し、外部電源を喪失、非常用発電機も3機のうち1機が故障、かろうじて炉心溶融を免れた被災原発であります。その上、40年間の長期間の運転で機器や配管の劣化が進み、放射線に晒されてきた原子炉本体の劣化が進んでいると考えられます。

万が一、東海第二原発で事故が発生すれば、広い地域が放射能で汚染され、埼玉県内にも汚染が広がることは免れません。原子炉等規制法による運転の40年制限は、老朽化した原発の事故を防ぐための最低限のルールであって、その期限を超えての再稼働・運転延長は市民に大きな不安をもたらします。

茨城県内では44市町村中、県庁所在地である水戸市をはじめ、結城市、境町、五霞町などの多くの市町村議会が、東海第二原発について「再稼働を認めないことを求める意見書」「廃炉を求める意見書」「運転期間延長を行わないことを求める意見書」等を採用しました。茨城県に隣接する千葉県、栃木県内の各自治体議会でも同趣旨の意見書の採択が続いており、埼玉県内の自治体議会として、また住民としても黙過することはできません。

よって、運転開始から40年になる東海第二原発の再稼働・運転延長を認めず、速やかに廃炉とすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月17日

埼玉県朝霞市議会議長 野本 一 幸

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	石	田	真	敏	様
経済産業大臣	世	耕	弘	成	様
環境大臣	原	田	義	昭	様
原子力規制委員会委員長	更	田	豊	志	様